

<個別案件確認表（組織委員会）>

組織委員会担当確認 2018年 10月 11日

東京都作業部会確認 2018年 10月 18日

(協定変更に伴う再確認 2020年 12月 11日)

事業名

案件名 選手村商業棟躯体関連工事及び選手村仕様解体工事の施工及び工事監理業務に関する協定（商業棟）

確認の視点	組織委員会の見解	備考
経費の負担が平成 29 年 5 月 31 日の合意の考え方に基づくものであること	<ul style="list-style-type: none"> <li>大枠の合意のとおり、当該事業は都有施設における「仮設等のインフラ整備」であり、組織委負担のオーバーレイを除き都の負担 (令和 2 年 12 月 2 日 協定変更に伴う追記)</li> <li>延期に伴う追加経費の取り扱いは、現時点で未定である。</li> </ul>	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>大枠合意において、経費分担に関らず、オーバーレイ、仮設等のインフラの整備を実施する役割は組織委員会が担うこととなっている。</li> <li>整備にあたり、組織委員会が会場状況を把握し、一元的な整備を進めることにより、IOC および IF 要件を反映した施設整備とコスト縮減が可能 (令和 2 年 12 月 2 日 協定変更に伴う追記)</li> <li>組織委員会が特定建築者と協定を締結し、整備を進めてきており、継続性が必要となるため、組織委員会が本件を一括して執行した方が効率的、効果的である。</li> </ul>	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から	<ul style="list-style-type: none"> <li>ポリクリニックやフィットネスセンター、スタッフダイニング等の整備を行い、選手村居住者に所要のサービスを提供する。 (令和 2 年 12 月 2 日 協定変更に伴う追記)</li> <li>延期に伴い発生する追加工事であり、平成 29 年 7 月に締結した「第 32 回オリンピック競技大会及び東京 2020 パラリンピック競技大会の選手村における宿泊施設等の整備等に関する基本協定書」等に基づき、必要となる工事の変更である。</li> </ul>	必要性

<p>妥当なものであること</p>	<p>効率性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再開発スキームの中で決められた選手村の整備に係る工事・経費であって、建物躯体を利用することができる。</li> <li>・東京都積算基準・単価により積算 (令和2年12月2日 協定変更に伴う追記)</li> <li>・リース品で既に設置済みのものを撤去し、大会前に再設置をすることは維持管理期間中の安全性の観点から難しく費用もかかり非効率的である。</li> <li>・設備メーカーの見解書等を確認し、消防設備等の経年劣化部品の交換や点検の追加など、建物の安全性や基本的性能を確保するために必要であるオーバーホール等のみを対象としており、必要最低限の内容である。</li> </ul>	
	<p>納得性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再開発スキームの中で決められた選手村の整備に係る工事・経費であって大会運営に不可欠なものであり、公費負担の対象として適切であると考えられる。</li> <li>・東京都の積算基準等に基づいて算出した価格であり、妥当と考える。 (令和2年12月2日 協定変更に伴う追記)</li> <li>・特定施設建築物の一時使用に起因して発生する工事内容の変更については、メーカーヒアリング等を通して、必要最低限としている。</li> </ul>	
<p>その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・大卒の合意で公費負担とされた、都有施設における「仮設等のインフラ整備」であり、公費負担の対象として適切であると考ええる。</li> <li>・V2 予算内 (令和2年12月2日 協定変更に伴う追記)</li> <li>・選手村全体の累計として、V4 予算内</li> <li>・延期に伴う追加経費については、既存経費も含めて可能な限りの効率化、精査を図る。また、延期に伴う追加経費については、現時点においては、その取扱いが未定であるため、当面組織委員会の負担とする。</li> </ul>	

\*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。